令和４年　神奈川県議会　第３回定例会　厚生常任委員会

令和４年10月３日

西村委員

公明党の西村でございます。先行会派の方々からも当事者目線の障害福祉推進条例について、るる御質疑がありましたけれども、私も代表質問でのやり取りを踏まえて、この条例について何点か確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、我が会派といたしましては、障害者差別解消法が成立をし、施行される中にあって、ずっとこの観点で様々に提言をし、質問をさせていただいてまいりました。特に本年の第１回定例会では、こういう条例の制定が必要ではないかという私どもの代表質問を受けた形で、今回のこの条例の中にもその視点を盛り込んでいただけたものというふうに思っております。

今回提案された条例案には、差別を受けた場合の相談窓口の設置であるとか、紛争の解決を図るために必要な体制を整備するとの規定があるわけですが、現在は、それではどのように対応していらっしゃるんでしょうか。

障害福祉課長

県は平成29年度に障害者差別に関する相談窓口を障害福祉課内に設置いたしまして、障害者やその御家族などから電話、ファクシミリなどで相談を受け付けております。受け付けた相談につきましては、その内容に応じまして、差別的な取扱いを行ったとされる事業者などへの指導権限を有する機関に引き継ぎまして解決を図っておりまして、令和３年度には64件の相談がございました。

相談対応だけでは解決に至らない紛争事案の解決を図るための体制につきましては、現時点では設けていない状況でございます。

西村委員

しかし、この法改正がなされて、いよいよ民間事業者の皆様にも合理的配慮が義務になってくるわけですよね。今後どのような体制を整備していこうと考えていらっしゃるのでしょうか。

障害福祉課長

答弁繰り返しとなりますけれども、お答えさせていただきます。県はこれまでも障害者差別に関する相談窓口を設置したほか、障害者差別解消支援地域協議会で差別に当たる行動などをまとめた事例集を作成し、普及啓発を進めるなど、障害者への差別の解消に取り組んでまいりました。

しかし、障害者に対する差別や偏見はまだまだ存在していると認識をしておりますので、より一層の取組の強化が必要と考えております。

また、委員、今御質疑の中でもお話をいただきましたけれども、事業者による合理的な配慮の提供の義務化などを内容として改正をされました障害者差別解消法が令和３年６月に公布されまして、今後の法の施行に向けて相談の増加とともに、解決が難しい事案の発生も見込まれるところでございます。

今回の条例案には差別を受けた場合の相談や紛争解決に関する規定を盛り込んでおりまして、相談窓口の機能強化のほか、相談対応だけでは解決が図られない事案につきまして、差別を行ったとされる側と差別を受けたとする側の双

方の関係者から意見を聴取いたしまして、第三者的な立場からあっせんを行い、紛争の解決を図る、そうした体制の整備などについて検討を進めていきたいというふうに考えてございます。
西村委員
　ぜひ体制の整備をお願いいたします。当事者の皆様にそういった相談窓口の周知というのはどのように行っていこうと思っていらっしゃいますか。
障害福祉課長
　県が平成29年度に障害者差別に関する相談窓口を開設した際には、県のホームページに掲載したほか、ルビつきや音声コード対応のチラシを作成するなど、障害当事者の皆様に周知を行ったところです。
　今後、改正された障害者差別解消法の施行が予定されておりまして、国において障害当事者、事業者などに対しまして法改正に関する周知が行われることが想定されますので、このときに併せて改めて県の相談窓口について障害当事者の皆様に周知するなど、効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。
西村委員
　それはまさに県民に広く周知をするという形で取り組んでいただきたいというふうに思います。民間事業者の方々も努力義務から義務になるわけですから、自分たちもこの問題の当事者なんだという認識が重要になってくるかなというふうに思います。
　次に、条例の分かりやすい版、こちら再質問させていただきましたが、知事からは、現在多くの障害者の皆様に参加していただいているとの答弁ございました。この分かりやすい版の作成に当たって、障害者の方々がどのように関わっていらっしゃるのか教えてください。
利用者支援担当課長
　条例案の検討過程におきまして障害当事者との意見交換を進めてきました。そういった中で、意見として、条文が難しくて分からないなどの意見が寄せられたことから、誰が読んでも分かりやすい、条例の分かりやすい版を障害当事者が主体となって作成するといった取組を進めているところでございます。
　現在、ワーキンググループを設置しまして、障害当事者の皆さんに一条一条、条文を分かりやすい言葉に言い換える作業を進めていただいているところでございます。
　差別や虐待など、なかなか障害者が社会生活を送る中で触れる言葉につきましては、その言葉を社会に出て触れるために覚えなければいけないということもございますので、分かりやすい版ではそのままの言葉を用いまして、解説等で補足していくことをするなど、障害当事者のワーキングメンバーに主体的に検討していただいていく中で、こういった考え方を持って進めているところでございます。
　また、ワーキングを進めていく中でも、障害当事者の発案によりまして、障害当事者が順番でそのときの司会をしていくといったことも進めております。また、お互いに深く議論ができるよう、2チームに分けて分業体制を取るなど、この辺も障害当事者の皆さんの考え、発案によりまして進めているところでし

て、こういった工夫をしながら週１回の開催ペースで精力的に関わっていただいているといったところでございます。
西村委員
　御苦労はあるでしょうけれども、今お話を伺っていて、とても何か前向きなというか温かなものを感じるのは私だけではないと思うんですが、実際この取組に携わっている障害当事者のメンバーの方からはどういった声が上がっていますか。
利用者支援担当課長
　メンバーから、分かりやすい版のワーキンググループに参加することに対して、やりがいを感じる、それから、障害当事者と県が一緒になって発信できるということが誇らしい、それから、毎回参加していて楽しいと、このような感想を頂いております。
　また、分かりやすい版が完成したら、それを基に施設の職員や近隣の人などに対して障害当事者が講師となって説明して、条例を広く周知していきたいなといったようなお話も頂いているところでございます。
西村委員
　すてきなエピソードありがとうございます。このワーキングは条例の分かりやすい版を作成するために設置されたというふうに認識をしていますけれども、今後もこのような当事者主体のワーキング、継続したほうがいいなという、今エピソードを聞いていてなおさら思うんですけれども、条例の公布に併せて発信した後、このワーキンググループどうなっていくんでしょうか。
利用者支援担当課長
　条例の公布に併せて分かりやすい版を発信した後、ワーキングメンバーが所属する当事者団体や関係団体にそれぞれ持ち帰っていただきまして、仲間などにも見せて意見交換を行いたいと、このような意見もメンバーからいただいているところでございます。
　ワーキンググループにつきましては発信後も継続し、持ち帰って見ていただいた御意見なども踏まえ、言葉の見直しや、より条例の内容が理解できるようなコラムや解説を追加するなど、ワーキングにおいてさらに検討を重ねていただきたいと考えておりますので、条例の公布後もワーキングを存続させて、ブラッシュアップに努めていくのかなというふうに考えております。
西村委員
　障害当事者が主体となって条例を分かりやすい表現にするための検討、当事者目線の障がい福祉を具現化していく大変すばらしい取組であるというふうに捉えさせていただいています。
　この取組のノウハウを生かして、今後もこの条例だけではなくて、例えば、行政が発信する広報物について障害当事者の方々が当事者目線でチェックをするとか、こういったこともできるのではないか、できればやっていただきたいというふうに思いますが、どのようにお考えですか。
利用者支援担当課長
　当事者目線の障がい福祉を推進する上で、行政が発信する広報物について障害当事者に当事者目線で確認していただき、分かりやすく伝えていくというこ

と、これは大変重要であるというふうには考えております。
　例えば、今回条例の分かりやすい版を作成しますけれども、今後条例を改正することがあれば、改正に合わせて分かりやすい版についても障害当事者の皆様に改めてまた見直していただき、更新していくといったことが考えられます。
　分かりやすい言葉に言い換える作業は一定の時間を要するということもありまして、即時性を求められる広報物については難しい場合もございますので、今回の条例のように、どのようなものが対応可能であるのか、そういったこと、整理や検討が必要ではないかというふうに考えております。
西村委員
　ただ、参加をしていただくことの意義というのは今回ある意味証明がされたのではないかな、まだ途中ですけれども、そういうふうに実感をしていますし、先ほど先行会派から審議会というのがありましたが、こういう分かりやすい版のノウハウは生かせていけるんじゃないかなというふうに希望を持ちながら答弁を聞いていました。
　それから、もう１つ、差別解消について、紛争の調停ということでお願いをしたんですが、もちろん差別に対する紛争の調停というのも必要なんですけれども、紛争と一言に言っても、争うことだけを意味するわけじゃないというふうに思うんです。もっと障害者の方々が声を上げやすい体制をつくるということが一つ意味があるでしょうし、その声の実現に向けて民間事業者等の取組を促すという作業も必要になってくるでしょうし、つまり、神奈川を挙げて障害者差別解消に向けたムーブメントをつくり上げていくんだという意味での相談窓口にもなるのかなというふうに思います。
　当事者のための条例にとどめるのではなくて、合理的配慮を実施、実行するという意味合いからすれば、県民全員が当事者なんだという、ちょっと曲解かもしれませんが、県民総意の県民のための条例なんだということ、他人ごとにしないという視点をどれだけ広げていくことができるかということがこの条例制定においてもとても大切なことではないかなというふうに思います。
　そのためには今後も不断の条例の見直しと、それを繰り返していくこと、それから、条例検討の過程で実施された障害当事者や御家族や支援者団体のヒアリング、これも継続をしていく。より多くの方々の声を集めることができるような体制構築、県民が我がこととして捉えることができるような広報、こういったことに努めていただきますよう要望をいたします。
　次に、困難な状況に置かれている妊婦への支援について質疑をさせていただきたいと思います。
　本定例会で私からは、特定妊婦にも特定されない妊婦と勝手に命名をしてしまいましたが、知事から困難な状況に置かれている妊婦への支援ということで、大変前向きな御答弁を頂きました。
　予期せぬ妊娠などで周囲に悩みを打ち明けられずに、特定妊婦とも認知をされないまま孤立をしている妊婦が少なからずいるのではないか、こうした妊婦への支援について伺っていきたいと思いますが、まずは、特定妊婦の定義について改めて確認をさせてください。また、県所管域にはどのくらいの人数を把握されていらっしゃるんでしょうか。

子ども家庭課長
　まず、特定妊婦についてですが、児童福祉法の第６条で規定されております、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦と定義されています。
　具体的には、国の子供虐待対応の手引におきまして、未婚や夫の協力を得られないなど支援者がいない妊婦の方や、妊娠の自覚がない、知識がない妊婦の方、また、望まない妊娠をした妊婦などが挙げられています。
　具体の人数ですが、令和元年度の数字になりますが、県所管域の特定妊婦の数は 236 人となっています。
西村委員
　こうした特定妊婦の支援体制について教えてください。
子ども家庭課長
　特定妊婦の方の支援体制についてお答えいたします。
　県では、市町村と産科医療機関などの関係機関が受診や相談を契機に、支援を必要とする妊婦の方を早期に発見し、速やかに情報共有する体制をつくっております。こうして把握した妊婦の方を市町村の要保護児童対策地域協議会で特定妊婦として登録をします。その後、市町村が個別に支援プランを作成した上で、母子保健、また子育て支援の様々な相談窓口のサービスにつなげて必要な支援を行っております。
西村委員
　ただ、今の御説明ですと、まずは健診に行ったとか、あるいは行政の窓口に行ったというところがスタートなんです。
　一方で、行政などの支援につながらない、その窓口までも行っていない、いわゆる困難な状況に置かれている妊婦について、統計上の数字等はあるのでしょうか。
子ども家庭課長
　正確な統計上の数字というものはございません。ございませんが、その実態の一端を表しているものといたしまして、国の虐待対応等に関する専門委員会がありますが、その専門委員会による子供虐待による死亡事例と検証結果報告というのが年度に１回報告が上がっています。
　直近の報告書によりますと、令和元年度１年間に虐待により死亡した子供 56 人のうち、ゼロ歳児が 28 人、49.1％と最も多いです。さらに、そのうち月齢ゼロか月で亡くなるお子さんが 11 人、39.3％とゼロ歳児の中でもゼロか月で亡くなるお子さんが最も多いというデータがあります。
　また、こうした事案で実母が妊娠期、周産期に抱えていた問題といたしましては、予期しない妊娠、また妊婦健康診査の未受診、この２つが最も多く、先ほどの 56 人のうち 20 人、35.1％で最も多くを占めています。次いではお子さんの遺棄が 18 人、31.6％、次いで母子健康手帳の未発行が 15 人で 26.3％と、こういった４つの項目が多くの割合を占めていまして、妊娠期に適切な支援を受けられることなく出産し、生まれたお子さんを遺棄など死亡に至っているという事案が多いということもうかがえます。

西村委員
　今年に入ってこのゼロ日事例と言われるもの、報道されたものだけでも、例えば、ＪＲの千歳駅のコインロッカーにあったり、それから本県でも、悲しいけれども秦野の畑で見つかったりとかあるわけです。そういう命を救うためにも妊婦への支援策というのは必要なんじゃないかなと思って私は質疑させていただいたんですが、さて、困難な状況に置かれている妊婦への支援について、課題をどう捉えていらっしゃいますか。
子ども家庭課長
　困難な状況に置かれている妊婦の方ですが、予期せぬ妊娠など様々な事情により、妊娠について誰にも相談できずに、妊婦健診の未受診、また妊娠届の未提出、そういった状況で一人で出産に至ることが少なくありません。こうした行政の支援につながらずに出産に至る妊婦の存在は、我々が知らないところで潜在化しているということが多いというふうに承知しておりますので、まずはその実態を十分に把握できていないこと、これが大きな課題であるというふうに認識しております。ですので、この実態を把握する必要があるというふうに考えております。
西村委員
　今後困難な状況に置かれている妊婦への支援について、どのように取り組んでいこうと考えていらっしゃいますか。
子ども家庭課長
　先ほどの課題のところでお答えした、まずはその実態の把握に取り組む必要があるというふうに考えています。この実態の把握のための調査チームを年内を目指して速やかに立ち上げたいというふうに考えています。
　なお、この調査チームのメンバーですが、県の本庁所属でいいますと、私ども子ども家庭課、それから母子保健の所管課である健康増進課、また、そのほかに男女共同参画課、それから教育委員会、こういった部署にもメンバーとして入っていただく調整を進めております。
　また、本庁以外の所属では、保健福祉事務所、児童相談所、それから市町村、こういった機関からも代表者を１名から２名ほどお願いし、県本庁のメンバーと合わせてチームを構成したいと考えています。
　また、この調査チームでは、他の自治体の先行事例も参考にしながら、市町村へのアンケート調査などを行い、妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産など、行政の支援につながることなく出産に至った事案の実態の把握にまずは取り組みます。
　今後こうした取組を着実に進めることで、全ての妊婦と生まれてくるお子さん、それぞれの安心と安全が守れるようしっかりと取り組んでいきます。
西村委員
　これやってくれ、あれやってくれというのはいっぱいあるんですが、まずは調査なんだというふうに思います。
　今、図らずも幾つかの部署の名前を言っていただきました。本日子ども家庭課長に御答弁をいただいているわけですけれども、例えば、婦人保護事業で見ようと思っても、予算上の制約があったりするでしょうし、ましてハイリスク

妊婦をどうやって見るんだなんていう問題もあるでしょう。母子生活支援施設に預けるとなっても、児相もそうですが、地域的な管轄の問題などが出てくるでしょう。だからこそ部局横断的に連絡をしていただく。

それから、時を同じくしてという言い方がいいかどうか分かりませんが、内密出産のガイドラインが公表されました。そしてまた、報道では困窮妊婦の産科初診を無料にしようと、これもずっと国に対して求めていたところなんですが、これがあまりがちがちになってしまうと、本当に困窮している方がなかなか窓口にとか病院に行きづらいというところもあるでしょうから、県から要望していただくと。

国もどうやら動き出している。そういう情報をしっかり掌握をし、連携をして、母子ともの命を守るという、そしてその未来を守るという観点でチームを立ち上げ、動いていただきますように要望いたします。

最後にヘルプマークについて、これは私ども公明党も一貫して取り組ませていただいておりまして、東京都が考案をして、内部障害児の方とか難病の方とかそういった方々に、外見からは分からない方々に使ってもらうということは徐々に認識が広がってまいりましたが、これもらうのに何か手続が要るんだろうか。どのぐらいの数をどうやって配付しているんだろうか。簡単にお答えを頂いてもいいですか。

障害福祉課長

まず、個数ですけれども、平成29年３月から令和４年３月末までの５年間で約13万5,000個のヘルプマークを作製しております。ヘルプマークの配布につきましては、できるだけ身近なところで受け取れるようということで、市町村とも連携いたしまして、政令市を除く市町村では障害福祉関係の窓口、政令市では各区の障害福祉関係の窓口などで配布をしております。

配布をする際ですけれども、例えば、申請書の提出ですとか障害者手帳の提示を求めるといったことは行わずに、求めがあればヘルプマークをお配りしている状況でございます。

西村委員

御答弁いただきました。まず、身近なところでというので、障害福祉窓口が果たして身近なのだろうかというのが私のクエスチョンなんです。

ヘルプマークは必要とする方にちゃんと行き渡っているんでしょうか。また一方で余りが生じているようなことはないんでしょうか。

障害福祉課長

ヘルプマークの作製に当たりましては、必要な方に行き渡るよう、市町村から定期的に配布数の報告を頂いておりまして、その数に応じて毎年度作製いたしまして、県から市町村に送付をしております。それで余りや不足が生じないようにしております。

もし市町村でヘルプマークが不足しそうになった場合には、県に御連絡を頂きまして、追加して送付するよう在庫管理もしております。

西村委員

では具体的に不足していますよという声が来たりはしているんですか。

障害福祉課長
　市町村のほうから足りなくなりそうだということは声としては上がってくるときもあります。
西村委員
　ともに生きる社会かながわを実現していくために、ヘルプマークの普及というのは重要だというふうに思うんですが、今後どのように取り組んでいこうと考えていらっしゃるのか伺います。
障害福祉課長
　ヘルプマークにつきましては、今後も引き続き市町村と連携いたしまして、配布や周知に取り組むとともに、県主催のイベントなどでも周知をしていきます。
　また、マークの提案者である東京都ですとか、公共交通機関をはじめとした協力機関と連携いたしまして、効果的な周知方法を検討するとともに、県民ニーズ調査におきましてヘルプマークの認知度を把握しまして、その結果を今後の取組に生かしていきたいと考えております。
　今後もヘルプマークの周知に努めまして、周囲からの配慮を必要とする方が安心して外出することが可能となる地域社会を目指してまいります。
西村委員
　最後に要望を申し上げていきたいと思います。周知は重要です。ぜひやっていただきたいんですが、途中で言いました、果たして障害福祉窓口が身近なんだろうかと。
　恥ずかしながら、私自身の体験を話させていただきますが、私、人工骨頭、神奈川リハビリテーション病院ですばらしい手術を受けました。退院のそのときに欲しいんです。それから半年ぐらいたったら普通にこうやって歩けるんです。今なんてハイヒール履いて歩いてしまう。でも、退院のそのときは不安なんです。そのときに自ら障害福祉の窓口に出向いていってもらおうとは思いません。杖をついているし。せめて、東京都も都立病院その他で、そういう診察があったり相談があったら手渡していらっしゃるの。神奈川県立病院ぐらいでできないのかしら。全部の病院とはまだ言わないです、そこで診断を受けたときに。
　それから、具体的にがん治療をされている方にも言われた。行って科学的治療を受けて帰るときだるいんだと。そのときにもらえたらいいのになと。だったら、本当にリハビリが今必要な人、そういう状況になった人、あるいは体調が今言ったように悪くなる治療、悪くなるというか気分がちょっと落ちるような治療をされている方が、県立病院でもらえるとか、相談したときにもらえる手立てがせめて必要なんじゃないかなと。
　東京都は都立病院、あるいは都営の地下鉄の駅なんかで配っていらっしゃるそうです。そこまでの予算というのは言わないけれども、川崎はちなみに郵送もされています。東京も郵送されている。だから歩いていってぽっともらえるというのは間違いなんです。本当に必要な人はどこにいるのかなというのも、予算の手立ても大変だろうけれども、福祉子どもみらい局長、聞いておいてくださいね。ぜひそのあたりも考えて、県立病院の窓口で相談を受けたら差し上

げるとか、こういう体制を整えていただけますように強く、強く要望申し上げて、私の質疑を終わります。